

理容所開設までの手続き

事前相談

- ・ 函面等を持参の上、保健所にご相談ください。

書類の提出

- ・ 必要書類をご用意の上、開設予定日までの日数に余裕をもって提出してください。

施設検査

- ・ 施設完成後、保健所の監視員が検査に伺います。営業者の立会いをお願いします。

確認証の交付

- ・ 確認証を発行したら連絡します。保健所で受領してください。（受領時にサインをいただきます。）

開設

- ・ 確認証の再発行はできません。紛失しないよう、大切に保管してください。

書類提出の際にご用意いただくもの

- ① 理容所開設届（一宮市が定める様式を使用してください）
- ② 理容師免許証（本証を提示してください）
- ③ 医師の診断書（結核・皮膚疾患の有無がわかる、1年以内のもの）
- ④ 管理理容師講習会修了証とその写し（写しを提出し、併せて本証を提示してください）
※ 理容師が2人以上勤務する理容所には、管理理容師を置く必要があります。
- ⑤ （外国人が開設する場合）住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）
- ⑥ 手数料（17,000円）

<問い合わせ>

一宮市保健所 保健予防課 生活衛生グループ
0586-52-3855（直通）

理容所の構造設備基準

□ 待合所と作業所の明確な区分
容易に動かし難いもの（ショーケース、つい立て等）で明確に区分すること。

□ 洗髪設備
排水が完全に行われる設備であること。

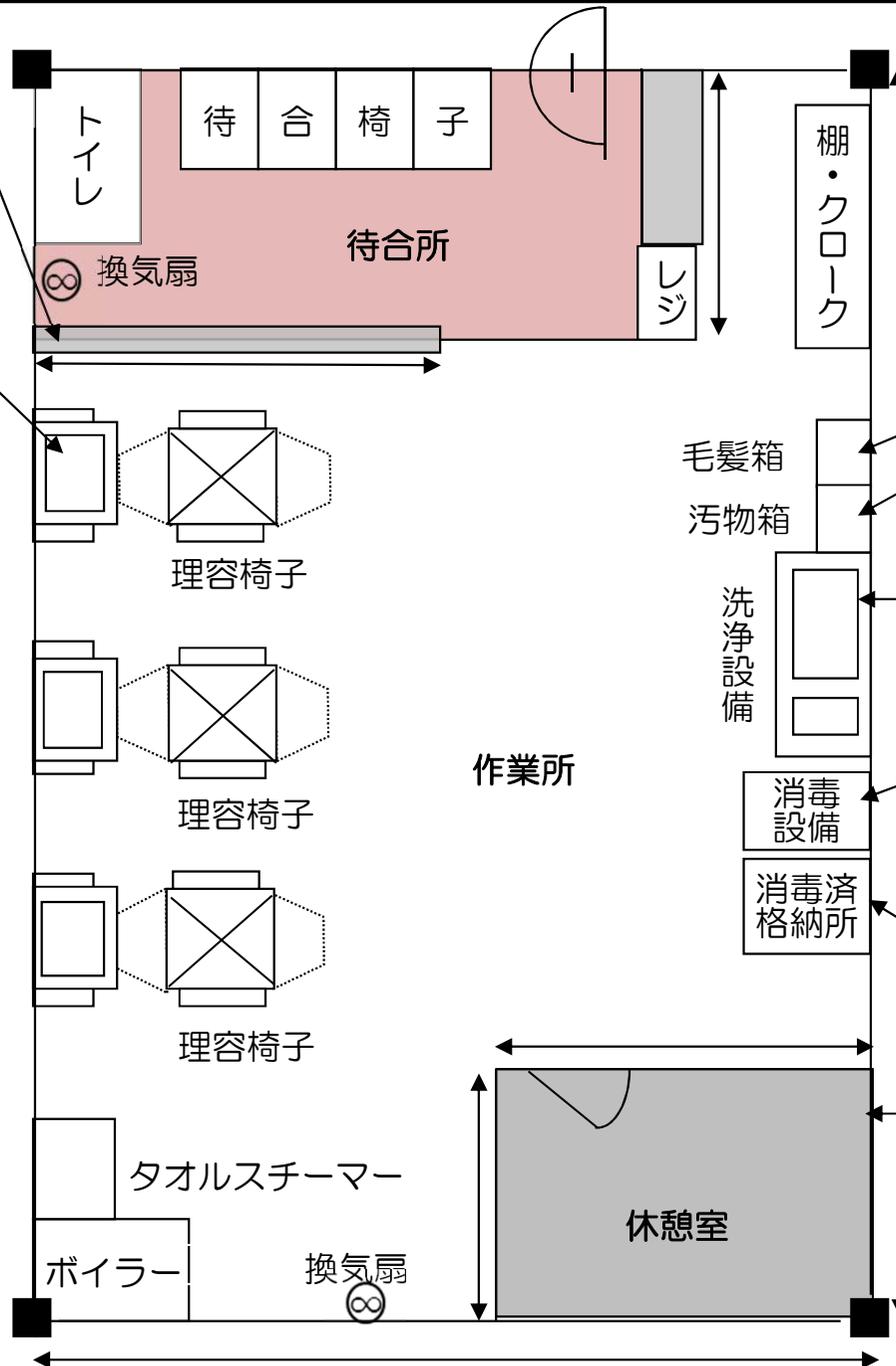
□ 作業所・待合所の床面積※
・作業所：待合所の面積は含めず、最低13㎡以上必要。
・待合所：作業所の面積の8分の1以上必要。

□ 理容椅子の数と作業所床面積※
・作業所床面積は、理容椅子2台までは13㎡以上。
・1台増やすごとに、4㎡以上の床面積が必要。

※ 面積は内寸で算定すること。

(参考)
椅子の数に対して必要な最低面積

椅子台数	~2台	3台	4台	5台
作業面積 m ²	13	17	21	25
待合面積 m ²	1.7	2.2	2.7	3.2
総床面積 m ² (最小限)	14.7	19.2	23.7	28.2



□ 床、腰板の材料
コンクリート、タイル、リノリューム、板等の不浸透性材料を使用すること。
じゅうたんやカーペットは不可。

□ 採光及び照明の設備
作業面の照度を100ルクス以上とすること。

□ 汚物箱及び毛髪箱
ふたつきのものを備えること。

□ 器具や手指の洗浄設備
排水が完全に行われる設備で、トイレの手洗い設備とは別に設けること。

□ 消毒設備
一箇所に設けること。

□ 消毒済の布片及び器具
清潔な容器に納め、未消毒の物と区分すること。

□ 居室、休憩室との区分
隔壁等により完全に区分されていること。

□ 換気設備
二酸化炭素（炭酸ガス）濃度を5cm³/L以下に保てる設備。